

「人」と「情報」をつなぐ「場」に “新生すてっぷ”に期待されるもの



古久保 さくら
(ふるくぼ さくら)

大阪市立大学大学院共生社会研究科教員

一般財団法人とよなか男女共同参画推進財団理事

1962年生まれ。京都大学大学院農学研究科博士後期課程退学。北海道大学教育学部助手を経て、2000年より大阪市立大学人権問題研究センター准教授。2003年より大阪市立大学大学院創造都市研究科准教授兼務。「ジェンダーと現代社会」「男女共生社会論」「ジェンダー文化論」などを教えていた。おもな研究テーマは、近現代女性史、ジェンダー平等教育。編著『ジェンダーで考える教育の現在』(2008年)など。

この頃一生懸命なこと
最近、認定NPO法人ウイメンズ・アクション・ネットワークでボランティア活動に励んでいます。Webで女性たちの活動やフェミニズムや女性の問題についての議論を紹介しています。<http://wan.or.jp>

いま「男女平等」は

1999年に男女共同参画社会基本法が施行されてから、すでに10年以上たっています。社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成を促進するために制定された法律ですが、現状のジェンダーをめぐる状況をみてみれば、めざすべき「男女平等の実現」がどれだけすすんだのか、不安に思う点も多くあります。

労働の場への女性の進出は著しく、今や労働力人口に占める女性の割合は42.0%となっているとはいえ、女性の雇用者のうち正規の職員・従業員は45.3%、非正規雇用者は54.7%と、非正規雇用者が過半数を占めています。正規雇用者と非正規雇用者の所定内給与には大きな格差があるので、女性の給与所得者のうち年間300万円以下の者の割合は66.2%となっており、経済的自立が難しい層が厚いといえます。一方、男性にとっても若年層を中心に非正規雇用者の割合は増加しており、特に若年層にとって経済的不安定さが増している状況にあります。

また、晩婚化の傾向は一層顕著になっており、生涯未婚率も増加傾向にあります。そのことは少子化を推し進める要因となっており、少子化傾向は歯止めがかかったとは言えない状況にあると言えるでしょう。少子化は社会の活力を低下させるものとして認識されながらも、妊娠した女性に対して現実は厳しく、産休や育休を理由に退職を勧められるといった事態も起こっており、働きながら子育てをしていくことが困難な状況にあります。

センターは アンテナの役割を

このような現状において、男女共同参画センターというものはどうあるべきかと考えるならば、まず何よりも、困難を抱える女性たちの支えとなることをめざすべきだろうと思います。相談業務の中で、あるいは、利用者との会話の中で、就労、子育て、家庭生活などにおけるいかなる困難を抱えているのかを個別具体的に理解し、一つひとつの困難を解決するための社会的サポートを紹介しつつ、困難を抱える人々をエンパワメントできる、そんな役割を果たしていきたいものです。

それは、地域に根ざしたセンターであるからこそできることもあるでしょう。「男性は外・女性は内」といった性別役割分業体制が、一方では家族賃金制の崩壊といった形で変容しつつ、もう一方ではアンペイドワーク負担の女性への偏在といった形で温存している、というジェンダー変容期にある私たちの社会において、市民生活の困難を真っ先に知るアンテナの役割を果たし、その一つひとつの困難を支援することを通じて、男女平等社会実現のための社会的課題を明確にしていく、そんな力量をもったセンターでありたいと考えます。

「集う場」から 生まれる力

そのためには、なによりも「集う場」でありつづけることが重要です。市民の声を聞くために、多くの女性たちが集いやすい場であり続けるために、自主グループ活動の支援やネットワーク化のサポートを行うことは必要不可欠

でしょう。地域における多様な女性たちの活動を目にみえるものとして提示していくことは、さまざまな社会的活動の可能性を相互に理解することを通じて、さまざまな新しい取り組みを生みだすきっかけとなるのではないかでしょうか。そんな「場」として機能していくことをめざしたいものです。

同時に、さまざまな組織との連携が必要になっていくように思われます。たとえば、大学や研究機関などと連携しつつ社会調査を行い市民の抱える生活上の困難や課題を、より明確なものにしていき行政課題として説得力をもって提示していく道筋をつけるということも必要でしょう。このような連携の中で、男女平等社会の実現のための提言を、市民に最も近い現場から行っていくことが可能になると考えます。

また、市民の抱える課題の解決のために利用できる行政的しくみとして何があるのか、NPOに代表される市民活動的サポートとして何があるのか、市民がアクセスし得るリソースを常に把握しておくことは必須です。そして、効果的に動いてもらえるように相互の連携をとっておくことも非常に大事なことです。加えて、他の地域での取り組みや、たとえば若年就業困難層へのサポートといった別の領域での取り組みについても情報交換を行い、連携しておくことも必要となるでしょう。

一人のひとの抱える困難や課題からみえてくる問題を、社会的サポートを通じて少しでも解決の道につなぎ、また、社会的に解決すべき課題をみえるものとして、行政課題として提起していく力をもち、あわせて利用者・連携事業者のみなさんに信頼され、人と情報が集まる「場」である、そんなセンターが必要とされているのではないかと考えます。

一步踏み出すエネルギーを

西村 寿子（にしむらひさこ）
とよなか男女共同参画推進センターすてっぷ
事務局長



「とよなか男女共同参画推進センターすてっぷ」の活動が始まったのは、2000年のことであり男女共同参画社会基本法の施行1年後です。いま、改めて感じることは、すてっぷが生まれたのも国連・女性差別撤廃条約の批准をきっかけに大きく進みだした国の法律や制度

を地域で実現するためであり、その意味で間違いなくすてっぷも差別をなくし、平等を求める人びとの歴史的な営みの中に存在しているということです。

本年4月1日に指定管理者としてすてっぷを運営する財団は、法人移行をして「一般財団法人とよなか男女共同参画推進財団」となりました。そして、創設以来の重責を担われた高橋叡子初代理事長にかわり、林誠子理事長が就任し役員体制も大きく変わりました。移行を機に財団が運営するすてっぷも、12年間の活動にもとづいて男女共同参画社会の形成に向けた新しいページを開くことが求められています。今回、創刊した情報誌『季刊すてっぷON!』は、その取り組みの一つです。

私は4月1日からすてっぷに勤務していますが、ここを活動の場とする市民の多彩さやエネルギー、そして多様な課題に取り組む問題意識の深さに新鮮な驚きを感じています。

すてっぷは、男女共同参画社会をめざして市民の活動をサポートするとともに独自に企画運営する講座事業、専門家が交代で常駐する相談室、情報ライブラリーとさまざまな事業を展開しています。すてっぷを訪れる一人ひとりが共に学び、語らい、時には相談しながら自分が抱える課題を明らかにして一步踏み出す力が自然とでてくるような、そんな場を創ろうとしています。

また、すてっぷでは、女性の就労支援に力を入れてきました。今年度も自主事業として緊急雇用創出事業を受託して「ひとり親家庭の親の就労支援事業」に取り組んでいます。事業を通して幾重にも重なる困難に直面する女性をめぐる諸課題を明らかにして就労支援プログラムの開発に取り組みつつ、NPOや行政機関との連携をはかっていきたいと考えています。

すてっぷを一步出ると6階のフロアでは「とよなか国際交流協会」が活動し、同じ中学校校区には「とよなか人権文化まちづくり協会」があります。また、地域では超高齢化社会のなかで互いのささえあいを模索する市民や、障害者、子育て中の女性たちの創造的な活動もあります。このように多様な道筋で人権社会をめざす人びとと共に、専門機関として新役員、職員とともにその役割を果たしていきたいと考えています。そして、この情報誌『季刊すてっぷON!』が、みなさまとすてっぷをつなぐ架橋となることを願っています。

**財団役員 理事 / 林 誠子(理事長)・西村 寿子(常務理事)・浮穴 正博
高田 昌代・古久保 さくら・横川 亘
監事 / 後藤 昌司・春井 徹郎**